

# 支部ニュース

2015年12月 No. 505

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202  
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- ストップ！リニア弁護団について～弁護団大募集中・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 「11・18学習会」のご報告、「2・5学習会」のお知らせ・・・・・・・・三浦佑哉
- 戦争法廃止！憲法守る東京法律事務所のとりにくみについて・・・・・・・・青龍美和子
- オスプレイ配備撤回をめざす11.21大集会のご報告・・・・・・・・石島 淳
- NBFes（辺野古新基地建設に反対する若手有志の会）と私・・・・・・・・小池奈佳子
- 盗聴法・司法取引法案廃案を求めて、東京三会に申し入れに行ってきました・・・・・・・・萩尾健太  
※盗聴法の拡大と司法取引の導入を含む  
刑事訴訟法等の一括改正法案の廃案を求める決議
- 感激の胴上げ・・・・・・・・小池振一郎
- 戦争法廃止！憲法運動交流会&大忘年会のお知らせ・・・・・・・・青龍美和子
- 若手団員へのメッセージに対する返書・・・・・・・・杉田敬光
- 新人紹介・・・・・・・・舟橋和宏
- 次長就任のご挨拶・・・・・・・・横山 雅
- 支部総会のご案内と特別報告集原稿募集
- 11月幹事会議事録



# ストップ！リニア弁護団について

## ～弁護団大募集中

アルタイム法律事務所 横山 聡

### 1 リニア（中央新幹線）建設の問題点

「リニア中央新幹線」とは、東京（品川）から名古屋（最終的には大阪）までの286km（大阪なら438km）を「リニア＝超電導磁気浮上式鉄道」システムで時速505キロで運行される超高速鉄道である。完成すれば東京～名古屋間は40分、東京～大阪間は67分で行き来ができるとされている。しかし、このような鉄道が実際に必要か？

リニアについての長所は、上記の速度である。東京大阪間をこの速度でつなぐことで、東京・名古屋・大阪の3大都市圏が一体となる巨大メガロポリスが出現し国際競争力が高まるのだそうである。また、日本の技術力を世界に示すことができるという。この話に乗って国交省14.10.17承認処分をした。これに対し全国で5000名以上の異議申立が出ており、現在まだ審査中である。

なぜこれほどの異議が出たのか。それは、リニアのデメリットが極めて大きいからである。86%がトンネルで、南アルプスの中腹を25kmもトンネルで貫く予定である。これでは、南アルプスの貴重な自然に対壊滅的な影響与える危険性がある。一度破壊された貴重な自然は元に戻るのには極めて困難である。影響の出そうな生物を移設して保存するという発想自体が自然への理解を欠く行為であり、JR東海の環境影響評価については真剣さが欠けていると言わざるを得ない。また、山梨にあるリニア実験線の影響からすれば、トンネルによる周囲の水環境の悪化（水枯れや流水増）とこれを30年しか補償しないという対応、騒音、地上20メートルもの高架による日照被害とこれに対する補償レベルの低さ、超電導リニア方式という特殊な運行方法による他の交通機関との連携の悪さ、トンネル内での事故に対する対応の不適切さ（避難抗は5～10kmごとで、乗務員は3名）、多数のトンネルを掘さくすることでの大量の土砂の処理が不明確であるなど、JR東海の説明を聞いての不安や不満がこれだけの異議申し立てを招いたのである。そして、このような大規模工事を民間の1企業が専属で行うなど、超優良企業のJR東海と言えどまず不可能で、政府に泣きついて税金投入となれば、企業の甘々の環境アセスは政府の事業での環境アセスを潜脱することになる。

### 2 今後の裁判の在り方

そこで、国交省の認可の取り消しを求めるが、異議申立が行政訴訟の処分取消の原告適格対象者の第一ハードル（さらに地理的な絞りは必要）となり、工事ルート等と照らして分析しコアな原告を確保することになり、運動の維持発展のためには対象地域外原告も加える。これは、生活侵害、人格権侵害、静穏な暮らしを奪われる被害などを理由として原告になっていただく。

民事の差止と損害賠償も考えられるが、これはいつでもでき原告適格も比較的緩やか。

株主代表訴訟も検討している。明らかに採算の取れない事業（元社長がそういつている）に売り上げを投下するのはドブに金を捨てるようなもので、やめさせるべきというのが健全な株主の考え方である。

提訴時期はいつごろか、であるが、11月から各地で原告募集が始まることもあり、16年春ころを目

指している。ただ、分析すべき資料が膨大で、大変である。

原告 1000 名以上、サポーター 5000 名以上が希望で、これで財政を支える予定である。

今後、東京・名古屋の大深度地下の工事についても別途工事許可申請が出るはずで、許可が出ればそれぞれに異議を申し立てることも運動の一環として行ってゆく。

遠方の人については土地・立木の信託や、強制収用などでの原告適格の創出も考えられるのではないかと考えている。

### 3 訴訟準備状況と弁護団の拡充

さて、これだけ大変な問題であるにも関わらず、弁護団は現在 11 名。この拡充は必至である。なんせ環境アセス関係でも各地（東京、神奈川、山梨、静岡、長野、岐阜、愛知の 1 都 6 県）で「環境影響配慮書（これは共通）」「環境影響方法書」「環境影響評価準備書」「環境影響評価書①」「環境影響評価書②」「環境影響評価補充書」と出されており、現在各地の弁護団で分析中である。発生する環境影響の被害として挙げられているものは、大気（工事による発塵、騒音、振動、微気圧波等）、水（工事での水質汚染、地下水の枯渇等）、土壌（残土の処理、ウラン鉱床の重金属汚染等）、電磁波、動植物・自然環境、景観、文化財など、様々な被害が生じうることは検討事項に上がっているが、JR 東海はかなり軽視している。従ってアセス書類を丁寧に分析して欠点を明らかにしてゆかねばならない。が、弁護団と言っても、あまり人数が少ないので、四苦八苦しているところである。

また、実験線で現実に生じている被害をまとめる必要がある。「これまで起こったこと」は、基本的に「また起こること」であろう。しかし、山梨には現在弁護団員が一人もいない状態である。

その他、昨年の広島での土砂災害や、最近の青函トンネルでの事故など、災害対策の不十分さについても明らかにしてゆきたいし、「東南海地震への対策としてのリニア」という話のまやかさも解明せねばならない。

ともかく、問題点満載、突っ込みどころ満載の企画であることは間違いない。しかし、相手が巨大すぎることも難しさの一つである。本来国が行うべきと考えていた事業を、資金不足で頓挫したものを、JR 東海が引き受けると言ったが、実際には資金ショートで国の税金が投入されることになるのが落ちだとすれば、結局国のアセス逃れのための手法であったことになりかねない。

### 4 東京の役割

国交省の手続きに対する差止は東京中心の仕事になるだろうし、運動面での東京の役割は大きい。東京の地下を走るリニアは、品川には駅が作られ、他にも立坑が掘られ、環境破壊、自然破壊の危険性があるし、工事・運行の際の振動や騒音なども考えられる。添付の図を見ていただければ、自分の家や事務所の周辺を時速 500K で突っ走ってゆき、万一事故が起きたらどうなるかもわからない。町田市だけではなく、港区、品川区、大田区、世田谷区も通過地域に入っており立坑建設も予定されている。

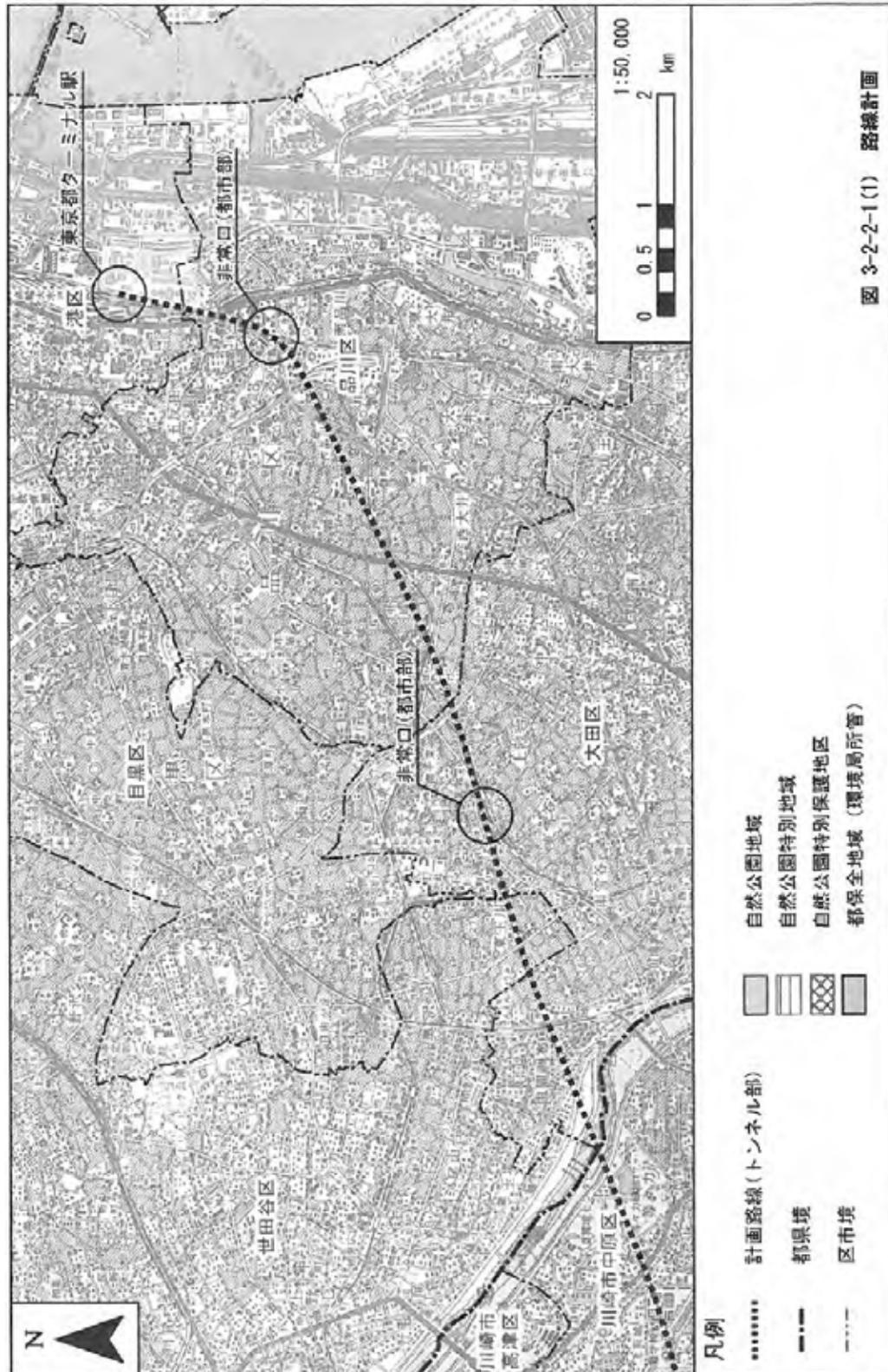
これは、机上の理屈だけで実際にはまだ安全性などが検証されていない、壮大な社会・人体実験と言える。これほどの問題を抱えたりニア中央新幹線を座視してよいのか？

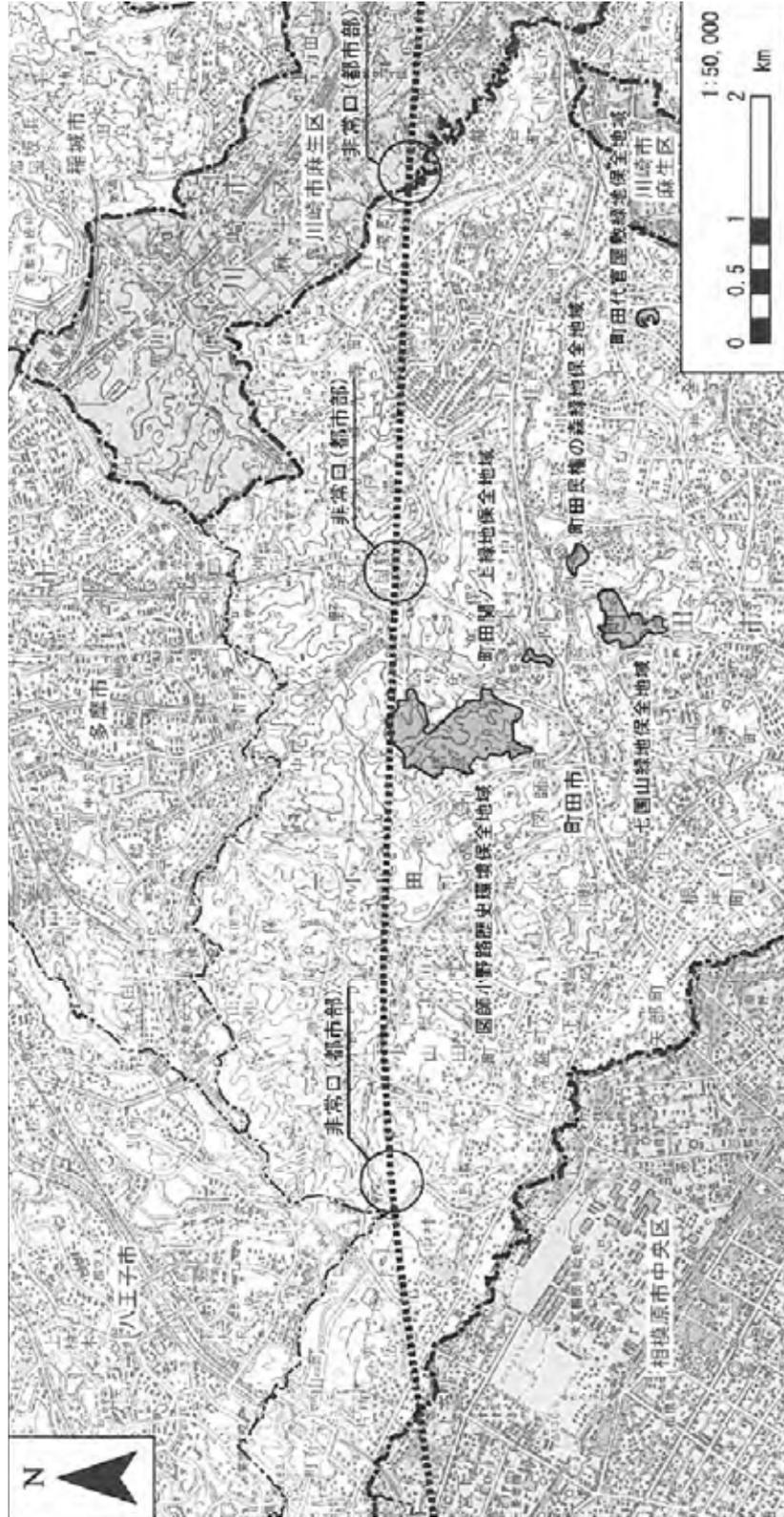
現在弁護団団長は関島弁護士。高尾山天狗訴訟などを争った実績があり、行政訴訟への経験は豊か。一方雑務は非常に多い。JR 東海は嫌がらせのように環境アセスで東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知と駅を設置する各県ごとに出してきている。しかも、大井川の水系の破壊や土砂の廃棄などの関係で場合によっては最大の被害をこうむりかねない静岡にはアセスを実施していないし駅もない（も

つとも駅ができれば栄えるという古典的なミスリードは東海道新幹線の時に克服できていると思ったのだが)。地域の活性化は名目にとどまり実質はストロー効果で地方には被害だけが生じる状況である。

弁護団員は各県中心は一人は確保しているが、東京は八王子、まちださがみにいるのみで、中心部は一人しかいない。弁護団拡充は極めて急務である。春に提訴できるのか？

大義もなく利益も生まないことを自ら認めるようなリニアはやめさせるべきである（JR 東海の前会長が自ら単独で採算は取れないと発言している）。





凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
- 都県境
- - - 区市境
- 自然公園地域
- ▨ 自然公園特別地域
- ▩ 自然公園特別保護地区
- 都保全地域(環境局所管)

図 3-2-2-1(2) 路線計画

# 「11・18学習会」のご報告、「2・5学習会」 のお知らせ

事務局次長 三浦 佑哉

## 1 「11・18 解明！改悪派遣法学習会」のご報告

2015年11月8日、全労連会館で、全労連／労働法制中央連絡会の主催で、「解明！改悪派遣法学習会」が行われ、多くの組合員、弁護士が参加しました。今年9月11日に労働者派遣法が改悪されたことを受け、極めて問題ある改正法でありながらも、今後活用できるところはないか？労働組合として、労働者としてどうたたかっていくべきか？を学び、議論することを目的とした学習会でした。

まず、朝日新聞記者である風間直樹さんから、「人材派遣ビジネス」の実態や、改正法の施行がそれにどのような影響をもたらすかなどについて講演がありました。とりわけ指摘のあった、人材サービス業者は、「人材派遣業」から「雇用仲介事業」へ転換しつつある、派遣大手のパソナグループの派遣部門の稼ぎは3分の1程度、人材紹介再就職支援などリストラ支援で高収益を上げているという実態、「使い捨て」を推奨して利益を得るといった実態には多くの参加者から怒りの声が上がりました。

次に、鷲見賢一郎団員から、改悪派遣法・省令・指針のポイントについて解説がなされました。改正法は「生涯派遣・正社員ゼロ」を実現する悪法であることを前提としつつも、活用できるところは十分に活用すべきだとして、具体的には、「派遣労働者の直接雇用と正社員化」を目指すにあたって、①事業所単位の派遣可能期間延長についての意見聴取手続の活用、②派遣元の雇用安定措置の活用、③派遣元のキャリアアップ措置の活用、④違法派遣の場合の労働契約申込み見做し制度の活用（特に偽装請負の場合）を紹介し、また、「派遣労働者の労働条件を守る」ために、①雇用安定措置、②キャリアアップ措置、③派遣元の均衡を考慮した待遇の確保（賃金の決定、教育訓練及び福利厚生の実施、通勤手当の支給）、④派遣先の配慮義務（教育訓練実施の配慮義務、給食施設・休憩室・更衣室といった福利厚生施設を利用させる配慮義務等）、⑤マージン率の公開（インターネット利用）、⑥解雇制限等の活用について紹介しました。こうしてみると、改悪法は強行採決されたものの、最後まで反対の声を上げ続けたことが、少なからず有用な歯止めとなったことは間違いありません。

改正派遣法の概要は、厚生労働省・都道府県労働局が出している「平成27年労働者派遣法改正法の概要」で分かりやすく解説されています。インターネットで取得可能ですので、皆様も一度読んでいただければと思います。

また、現在、自由法曹団労働法制改悪阻止対策本部は、「改定労働者派遣法活用マニュアル（仮）」を作成しておりますので、完成次第こちらでもご活用ください。

## 2 「2・5 EU・ドイツにおける労働者派遣法制と解雇法制学習会」のお知らせ

安倍政権は、上記派遣法にとどまらず、お金さえ払えば不当・無効な解雇も有効にできる「解雇の金銭解決制度」の導入を狙っています。今年10月29日には、学識経験者、実務経験者を参集しての検討会が厚生労働省で始まりました。

解雇を推進するような制度の創設は断固許すことはできません。そこで、自由法曹団は、来年2月5日、EUやドイツでの解雇の金銭解決制度の状況、さらには労働者派遣の状況について、立正大学の高橋憲司准教授を招いて学習会をすることにしました。是非、ご参加ください！

★★「2・5 EU・ドイツにおける労働者派遣法制と解雇法制学習会」★★

講師：高橋賢司准教授（立正大学）

日時：2016年2月5日（金）午後4時～7時

場所：都内会議室（50～60人規模。近日中に発表します）

主催：自由法曹団

※終了後、懇親会を予定しています。

## 戦争法廃止！憲法守る東京法律事務所のとりにくみについて

東京法律事務所 青龍 美和子

東京法律事務所では、次のとおり、戦争法廃止し、憲法を守る取り組みを準備しているのので、紹介とご参加のお誘いをします！よろしくお願ひします。

◆ 安保関連法を廃止させる 12.19 NO WAR 新宿アクション

私たちの事務所がある新宿区には、新宿区内で活動する様々な団体・個人が、①平和、②民主主義、③労働者・国民・業者の暮らしと営業を守り向上をめざし共同する「みんなの新宿をつくる会」があります。

この「みんなの新宿をつくる会」が中心となり、12月19日に「NO WAR！ 安保関連法案を廃止させる新宿区民集会&デモ」を行います。

幅広く区民に集会への参加を呼びかけ、成功させるために、いま地域の著名人や知識人などにこの集会の呼びかけ人と賛同人を募っています。

超党派の区議会議員や元民主党党首の海江田万里さん、浅倉むつ子さん（早稲田大学教授）や大野英士さん（早稲田大学非常勤講師・早稲田ユニオン代表）など早稲田大学の先生方からもご賛同いただいています。

集会を大きく成功させて、新宿区から戦争法制廃止のための共同の輪を広げていきたいです！

「NO WAR新宿アクション」

日時：12月19日（土）

集会開始 11時30分、  
デモ 12時から 13時を予定  
場所：新宿・柏木公園



呼びかけ：

NO WAR 新宿アクション実行委員会  
(問合先：新宿民主商工会)

◆ 東京法律事務所 9条の会 10周年企画 **トークセッション“廃止しよう安保法”**

今年は、数千人、数万人の規模の人が国会前や全国各地に集まり、安保法案廃止を求めました。

60年安保闘争以来の歴史的な運動の盛り上がりが生まれた年に、当事務所の9条の会は10周年の節目を迎えます。

そこで、初めて国会前に行ったり、パレードをしたママの会の方やSEALDsの方、医療関係者の方をお呼びして、皆さんの行動やその動機、そして憲法9条を守り生かすためにこれからどうするか、ざっくばらんに交流します！

日時：2015年12月5日(土) 13時45分より、

会場：主婦会館プラザエフ 7階「カトリア」 ※保育室も準備しています。

◆ **総がかり行動「2000万人署名」** を集めます！

当事務所で、この間の戦争法制反対の運動を総括したところ、外向けに一方向的に訴える活動に集中し、個別の対話はあまり進まなかったのではないかとの反省もありました。

そこで、「戦争させない・9条壊すな 総がかり行動」が呼びかけている「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」を依頼者や各所員のつながりのあるところで集めることにしました。

この署名を呼びかけることで、戦争法制、日本の安全保障のあり方、憲法9条の価値などについて、1人1人の市民と深く対話することにつなげたいと思っています。

目標は**5000筆！**

今まで集めたことのない高い目標を設定し、本気で取り組みます！！



# オスプレイ配備撤回をめざす 11.21 大集会のご報告

事務局次長 石嶋 淳

11月21日の土曜日、秋晴れの空のもと、福生市の多摩川緑地福生南公園にはおよそ5000人の人々が詰めかけました。

米空軍の特殊作戦を担うC V-22 オスプレイの横田基地配備撤回を目指す“STOP! 「戦争する国」いのち脅かすオスプレイは東京・横田基地に来るな! 11.21 大集会”は、大きな規模での成功をおさめることができたのでご報告をいたします。

集会を主催した「オスプレイ反対東京連絡会」には、安保破棄東京実行委員会・東京地方労働組合評議会・東京平和委員会に自由法曹団東京支部も事務局団体として加わり準備を進めてまいりました。

オスプレイの配備は、危険な訓練などによる周辺住民への被害をもたらすばかりでなく、敵地への強襲作戦や要人の暗殺、拉致、対テロ作戦などの特殊作戦を任務とする特殊作戦機を配備することは、東京を海外侵略の最前線にすることにつながります。また戦争法を具体化する動きとも連動しており、憲法9条の立場からも容認できません。

オスプレイ配備への反対を基地近隣の問題にとどめることなく、「オール東京」でのたたかいをめざし、さらに、戦争法廃止を求めるたたかい、沖縄の新基地建設に反対するたたかいとも手を携えて、集会を大きく成功させました。

多摩地域での開催にもかかわらず、東京支部全域から約20人の支部員が参加し、東京支部としても「オール東京」でのたたかいに加わることができました。また、リレートークにおいて、法曹分野から、若手弁護士の活動紹介としてなされた辺野古の新基地建設反対の発言は、今回の集会の意義とも合致したアピールになりました。

この集会は、これからの平和、民主主義、立憲主義の実現を目指す「オール東京」でのたたかいの大きな足掛かりになったと思います。

最後になりましたが、忙しいなか集会に参加していただき、また、自由法曹団総会及び支部ソフトボール大会さらには各事務所において集会成功に向けての 캄パにご協力を賜りましたことに心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。



# NBFes（辺野古新基地建設に 反対する若手有志の会）と私

東京法律事務所 事務局 小池 奈佳子

7月のある日、数日後に新宿柏木公園出発の「NO MORE BASE FES.」というデモを控えて、夕方から東京法律で実行委員の会議があるという。

街宣グッズを作るというので少し手伝って見たら、そのまま会議が始まり、当日は着ぐるみに入ることになっていた。

若手“弁護士”による辺野古新基地建設反対の集まりだときいていたので、事務局だし…と、近寄りがたかったけど、入って見たらみんな歓迎してくれて、その後の企画も会議から参加させてもらうことになった。

会議に参加してみて感じたことは、みんな本当に楽しそうに、勢いと実行力をもってすすめていること。

いつも企画を考えるときは、つい、「やりたいことばかり言ってほんとにやるの？誰がやるの？スケジュールとか予算とか大丈夫？」とか思って腰がひけてしまう私ですが、みんなグイグイと突き進む。色んなアイデアを出して、じゃあ私やります、とどんどん名乗りをあげる。〇〇さんやれる？ときかいたら断らずやる。は一、この人たちすごいなあと思った。（別に、いつもでてる会議がぐだぐだで何にも決まらないわけではないですよ！ただ、全く新しい企画で、えー大丈夫？とか思っちゃうことでもどんどん進むのがすごいなあと思ったのです。）

さて、そんなNBFesでは現在、12月20日の横浜進出！アピールデモにむけて鋭意準備中です（日時は下記参照）。事務的なことだけではなく、団総会以降、10月28日池袋、11月13日四谷、11月23日蒲田で宣伝もやりました。池袋では団支部幹事会のあとということもあり、30名近く集まってハロウィン仮装宣伝をしました。その節はみなさまありがとうございました！

このほか、11月21日にはオスプレイ配備反対集会でも壇上で発言したとのこと。連休初日にも関わらず参加した皆様おつかれさまでした。

NBFesは、「辺野古新基地建設に反対する若手有志の会」に名称変更しましたので、ぜひ事務局のみなさんも一緒にやりましょう！もしくは、法律関係でなくても若いお友達を呼び込んで一緒にやりましょう！

ていうか若手だと思う弁護士さんはぜひぜひもれなく一緒にやりましょう！とっても楽しいですよ！

若手ではないみなみなさまも、常日頃カンパや諸々のサポートをしていただきまして、本当にありがとうございます。勢いで突き進む若者のことを、今後ともどうぞよろしくお願いします。

ではみなさま、12月20日、山下公園でお会いしましょう！サンタもいるよ！

今後の予定

☆街頭宣伝 12月10日17:30~18:30 JR八王子駅

☆第3回企画 「No More Base Fes アピールウォーク@横浜」

日 時 : 12月20日13時~15時  
場 所 : 横浜 (山下公園~桜木町)  
集 合 : 山下公園

★ことある毎にお願いしていますが、引き続きカンパへのご協力をお願いします  
振込口座 (ゆうちょ銀行)

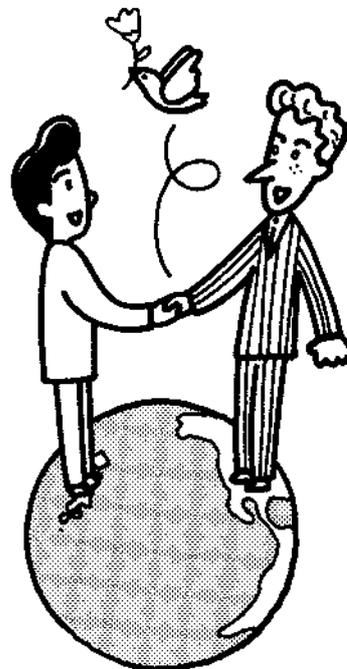
ゆうちょ銀行からの場合【口座記号番号】 〇〇一九〇-三-六〇二四三九  
【口座名称】 ノーモアベースフェス

ゆうちょ銀行以外からの場合

【銀行名】 ゆうちょ銀行 【店名 (店番)】 〇一九 (ゼロイチキュウ)  
【預金種目】 当座 【口座番号】 〇六〇二四三九

連絡先 : nomorebasefes@gmail.com

Twitter : @NO\_MORE\_BASE Facebook : NO MORE BASE FES



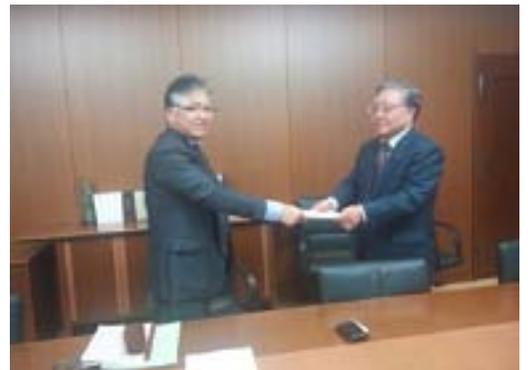
# 盗聴法・司法取引法案廃案を求めて、東京三会に申し入れに行ってきました

事務局長 萩尾 健太

自由法曹団が挙げて反対に取り組んだ、盗聴法と司法取引などを内容とする刑事訴訟法等改正一括法案は、衆議院は与党と民主・維新の合意で僅かな修正で通過してしまったものの、参議院では、徹底審議のなかで問題点がいつそう明らかになり、採択されずに継続審議となりました。そのため、次期国会で審議されるまで、時間的な余裕ができました。

問題は、日弁連が、この法案を「取調の可視化実現」を謳って推進していることです。そこで、この時間的空隙を生かして、日弁連の態度を変えさせるのが、弁護士である団員の責任だと思います。

自由法曹団東京支部は、10月の団総会で、久保田次長を本部に送り出しましたが、久保田次長は、最後の置き土産として、「盗聴法の拡大と司法取引の導入を含む刑事訴訟法等の一括改正法案の廃案を求める決議」（後掲）を起案して行きました。この決議は、10月の城北地域拡大幹事会で見事採択されました。そこで、その時の言明に基づき、東京支部三役（須藤支部長、金井幹事長、事務局長の私）は、東京三会にこの決議を持って、一括法案廃案を求める申し入れに行きました。この問題の専門家である弓仲忠昭団員も、申し入れに参加して頂きました。



三会の刑事司法担当の理事者にお逢いしたい、と電話でアポを取ると、いずれも快く応じて頂きました。

11月17日、まず、第一東京弁護士会の担当副会長宮田桂子氏と面談しました。翌11月18日には、東京弁護士会の担当副会長森徹氏、続いて、第二東京弁護士会の担当副会長園部裕治氏と各面談しました。

東京支部の決議とともに、日本民主法律家協会の「法と民主主義」10月号の「日弁連にもの申す」などの3論文を手渡しました。

私たちが強調したのは、今や、情勢も認識も運動の状況も、日弁連がこの法案に賛同した当初からは大きく変わった、弁護士会も再検討をし、日弁連に働きかけてほしい、ということです。

弓仲団員にまとめて頂いたのですが、以下の点です。

- ① 盗聴法拡大を含む本一括法案は、戦争法可決後、最近のフランスでのテロに伴う共謀罪制定への動きと合わせ、今や、「戦争する国づくり」における治安立法としてとらえるべきこと。
- ② 国会審議を通じて、法案の危険性が、より明らかになったこと。
- ③ 冤罪被害者・市民・学者などの反対運動の広がりの中で、参議院法務委員会での具体的審議に入れなかったこと。
- ④ 戦争法案反対の運動では、大いに評価されている日弁連・弁護士会であるからこそ、本一括法案への姿勢とのギャップは、市民からは理解しがたく、冤罪被害者らは大変怒っていること。

弓仲団員からは、刑事司法問題では、長く日弁連とも協力関係にあった村井敏邦一橋大名誉教授が「早期成立を求める日弁連執行部の態度は、冤罪防止という本来の目的を見失ったもの」と「理念喪失」の日弁連を批判していること等が紹介されました。また、日弁連執行部が法案推進の裏付けとする201

4年6月20日の日弁連理事会での「一任決議」は審議の過程でさらに問題点が明らかになった今こそ見直されるべきことが強調されました。

ちょうど17日に、フランスのテロに便乗して、共謀罪を日本でも制定しよう、という発言が官邸からなされており、刑事法制の各担当副会長は、問題意識を持っているようでした。日弁連から共謀罪については反対の対応についての話が来ている、共謀罪と盗聴法や司法取引との関係についても議論をしている、と述べた方もいました。そして、当方の申し入れについて、他の理事者にも伝え検討することでした。

各事務所でも可能などころでは、各弁護士会や日弁連に積極的に反対の声を届けて頂ければ幸いです。

この盗聴法・司法取引の問題は、弁護士が率先して取り組むべき課題です。どうぞよろしく願います。

## 盗聴法の拡大と司法取引の導入を含む

### 刑事訴訟法等の一括改正法案の廃案を求める決議

- 1 盗聴法（通信傍受法）の拡大・要件緩和と「司法取引」（「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」）の導入などを内容とする刑事訴訟法等の一括改正法案（以下「刑訴一括法案」という）は、9月25日、参議院法務委員会で継続審議に付された。

当初、政府・与党は、2015年通常国会の序盤で成立させることを目指していたが、冤罪被害者、冤罪被害者を支援してきた市民団体、刑事法学者、複数の地方弁護士会が反対の声を上げることにより、衆議院法務委員会では法案の徹底審議がなされた。その結果、微修正された法案が衆議院で可決され、参議院に送付されたものの、参議院法務委員会では、法案の趣旨説明が行われたのみに止まり、具体的な審議に入らなかったのである。

しかし、次期通常国会では参議院で審議される可能性がある。

- 2 刑事訴訟法等の改正は、当初、冤罪防止、密室での虚偽自白の強要防止、警察の証拠ねつ造防止などを目的として検討が進められた。しかし、戦争立法が可決された今日、刑訴一括法案は、もともとの刑事司法改革の目的とはかけはなれ、現在導入が検討されている共謀罪と一体となり、安倍政権が進める「戦争をする国づくり」における治安立法として捉えるべきである。

戦争立法においては、電話会社は指定公共機関として国や自治体の機関（警察を含む）に協力させられる。そのもとで住民に対する監視と密告を奨励する盗聴法が実施され、共謀罪で逮捕起訴され、冤罪を産む司法取引がなされることになるのである。

- 3 国会審議を通じて、刑訴一括法案は、以下のとおり、冤罪や監視社会を増長させる危険性をはらむものであることが明らかになった。

第1に、盗聴の対象犯罪の大幅拡大と立会人を不要とする暗号による傍受の実施は、捜査機関による盗聴の濫用を招き、犯罪とは無関係の一般市民の通信の秘密・プライバシーを侵害する機会を飛躍的に増大させる危険性がある。

第2に、法案が導入しようとする「司法取引」が、他人の犯罪を告白することで自己の刑責を軽くするという制度である以上、無実の者を引っ張り込み冤罪を作出するという類型的な危険性を孕んで

いる。他人の犯罪について何ら情報を持たない弁護人が常時関与し、検察官が犯罪の関連性を考慮したからといって、無実の者を引っ張り込むことによって発生する冤罪の危険性は拭い去れていない。

第3に、取調過程の録音・録画の対象事件がごく一部に限られた上、供述が得られそうになれば取調を録画しなくていいなどという濫用を許しかねない広汎な例外規定が設けられているという問題点は何ら変わっていない。

第4に、法案に含まれているビデオリンク方式による証人尋問の拡大、証人の住所・氏名の秘匿などは、刑事裁判の原則である公開主義・直接主義に関わる重大な改正点である。それにもかかわらず、衆議院法務委員会では審議の時間はほとんど確保されず、議論がなされないまま参議院に送付されている点も見過ごされてはならない。

#### 4 戦争法制を強行採決した安倍政権の描く絵図の完成を阻止するためにも、次の通常国会で一括法案を廃案に追い込むことが不可欠である。

自由法曹団東京支部は、多くの冤罪や弾圧事件に取り組んできた法律家の団体として、冤罪被害者、市民団体、さらには「戦争をする国づくり」に反対して闘ってきた法曹界をはじめとする多くの人々と連帯して、次の通常国会で刑事訴訟法等の一括改正法案の廃案をかちとるために尽力することを、ここに表明するものである。

2015年10月28日

自由法曹団東京支部



# 感激の胴上げ

ウェール法律事務所 小池 振一郎

団東京支部ソフトボール大会が始まったのは、1976年頃だった。私が支部事務局次長として提案し実現した。当初は18名集めるのがやっとだった。いろいろなグラウンドを借りた。

私は1981年に東京法律事務所から五反田法律事務所に移籍し、今のグラウンドを見つけて品川在住事務所の資格で登録して以来、ここに定着した。次第に参加者が増え、事務所対抗試合が始まった。

ウェール事務所は、毎年新人を1~2名採用して、1~2年でひまわり公設に送り出していた。従って、ウェール&みどりチームは、入れ替わりが激しく、優勝とはほど遠かった。私の出身事務所の東京チームも南部五反田チームも優勝しているのに、私は優勝経験がなく、優勝は悲願となった。ひまわり公設が一段落した7年位前からメンバーが固定してきた。3年前は4位、2年前は3位、去年は2位と、階段を1段ずつ昇ってきた。

去年は決勝で逆転負けの準優勝という悔しさから、今年は絶対に優勝するんだと、チーム一丸となった。1、2番が五球を選んで出塁する。3番でさえも結構五球を選んだ。ボール球は打たないという姿勢に全員が徹していた。五球で塁に出ると、ヒットで塁に出る以上に価値があると、みんなが拍手した。それくらい気合が入っていた。

リーグ戦は、勝ち数が同じなら得失点差で決まるから、できるだけ得点しておく必要があった。そのため、1回戦の代々木渋谷チームに15点も取ってしまって申し訳なかった。

私は、5番打者。午前中は、第1試合第1打席にレフト前クリーンヒットを打って2点目を取り、これで内野の頭をライナーで確実に超える自信がつき、第3試合は2打数2安打で、通算打率6割。ところが午後になると、バットが重く感じられ、思うようにはいかなくなった。

それでも、みんなの力で念願の優勝が実現してほっとした。実は、この数年来、鈴木周監督(みどり共同法律事務所)が、「みんな歳をとってきたから、優勝したら解散しよう」などと言っていたから、これで来年から出なくて済むかも、とも思った。妻からは、「67歳にもなって試合に出るなんて、みんなの迷惑じゃないの。もし怪我をしても面倒はみないからね」と<口撃>を受けていた。実は、3年前、私は1塁を守っていて、野手からの高い球を伸び上って捕球した際、バッターランナーに滑り込まれて両足をすくわれ、宙に浮いて尻から着地し、尾てい骨の当たりをいやと言うほど打ったことがあるからだ。下手したら下半身麻痺になっていたかもしれないと思うほどだった。病院嫌いのため治療には行かなかったが、鈍痛は1年間消えなかった(このことを妻は覚えていた)。翌年から、1塁ベースを外側にもう一つ作るようになった。

優勝の原因は、みんなの心が優勝に向かって一つになったからだ、本当に思う。思いがけず、私は、人生で初めて(二度とないであろう)、胴上げをしてもらった。宙にふわっと浮く感じは何ともいえない。



どうやら、優勝したら私を胴上げしようと、密かに示し合せていたらしい。

感激して、優勝スピーチで、「念願の優勝ができたから、明日死んでもいい」と思わず言ってしまったのが、青龍美和子事務局次長の「命をかけた悲願の優勝」という報告（支部ニュース 504 号）になったのだろう。チーム最年長ということで、MVP 賞のワインまでもらった。

先日、祝勝会でこのワインを飲みながら、来年どうするか、という話になった。「ディフェンディングチャンピオンとして、やめるわけにはいかないだろう」という監督の一言に全員が頷いた。来年も優勝しよう、という声まで出た。はてさて、どうなることやら・・・。

（訂正 504 号のソフトボール大会懇親会の感想の文章で、小池振一郎団員の名前が小池晋一郎になっていました。謹んでお詫び申し上げます）

## 戦争法廃止！憲法運動交流会&大忘年会のお知らせ

事務局次長 青龍 美和子

安保法制（戦争法制）は強行されてしまいましたが、市民レベルから野党共闘を求める声が広がっており、戦争法廃止の火はまだまだ燃え続けています。

団東京支部でも、憲法運動交流会を5回にわたり開催し、各事務所がどういった活動をしているか、地域の反応はどうかなどを交流し、お互いに参考にしあって運動を進めてきました。

また同時に、教科書採択に関しても交流し、各事務所の先鋭的な取り組みが紹介され、大変刺激になりました。

そういった活動を総括し、戦争法制がどういった情勢の中にあるのか学習して、今後戦争法廃止のため、各地で育鵬社のような教科書を採択させないため、支部として、また各事務所がどういった活動をしていくか交流して、今後の糧にしたいと思います。

そして、毎日のように国会内外・地域を駆け回った疲れを大忘年会で癒しましょう。

たくさんの事務所からのご参加をお願いいたします！

**【日時】 2015年12月17日（木） 16：30～（支部幹事会の後）**

**\* 情勢報告：長澤彰団員より（30分程度）**

**【会場】 自由法曹団本部（@江戸川橋）**

**【大忘年会！】 18：30～ 江戸川橋駅付近にて**

**\* 大忘年会のみの参加も大歓迎です！**

# 若手団員へのメッセージに対する返信

東京東部法律事務所 杉田 敬光

加藤芳文団員へ

若手弁護士へのメッセージ拝見いたしました。

我々後輩団員にとって、加藤団員は、決して「ああなつてはいけない」存在ではなく、「ああなりたい」存在です。

学園闘争、当時の青法協活動、任官拒否、我々若手団員にとってみると、どれもが既に現実に体験しづらいものとなっています。けれども、我々若手団員の現在の活動のひとつひとつの原点が、そこにあり、そこから脈々と受け継がれてきた精神が我々若手団員の心のよりどころとなっていることは間違いありません。多くは語らない加藤団員の背中からはその精神を強く感じることができます。加藤団員が傍にいて下さること、それ自体が、我々若手団員が日々の活動に苦しみながらもあきらめず信念をもって取り組む活力となっています。

また、東京東部法律事務所の若手団員は、加藤団員の一般事件への取り組みからも多くのことを学んでいます。相談室での話題性に富んだ依頼者・相談者とのやり取り、相手方や裁判官をも飲み込んでしまう法廷雰囲気をつくりかた、そして何より、驕らず徹底した依頼者目線での事件処理、どれをとっても我々若手団員が一朝一夕では真似のできないものです。目の前で繰り広げられる加藤団員の一般事件への取り組みは、我々若手団員にとって、かけがえのない教科書です。

3・11以降、お疲れのご様子ながらも、原発弁護団、被災地訪問、地震・火山研究へと熱心に取り組まれているお姿には心打たれます。けれどもどうぞ無理はなさらないでください。それが、若手団員のみならず、東京東部法律事務所全所員の望みです。

弁護士は、五者（医者、学者、易者、役者、芸者）たれ！！

加藤団員が指摘されている通り、仕事や活動の必要性の論理だけではなく、幅広い知見と経験に基づき、時には医者のように、時には学者のように、時には易者のように、時には役者のように、時には芸者のように相手と接するべきが弁護士であり、それをできるのが弁護士という仕事であると思います。食わず嫌いではなく、多くのことに興味を持ち、広いフィールドに飛び込んで行く、その気持ちを忘れないようにしたいと思います。

繰り返しになりますが、決して無理はなさらず、これからも我々若手団員の道しるべとして、ご活躍をお願い致します。今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

# 新人紹介

## 練馬・市民と子ども法律事務所 舟橋 和宏

初めまして。本年から自由法曹団東京支部に加入した舟橋和宏と申します。この度は、自己紹介の機会をいただきましたので、弁護士となった経緯や今取り組んでいることなどについて述べさせていただきます。

### 1 弁護士を志した理由、修習生時代

私が、初めて弁護士という職業を意識したのは、ドラマ「ビギナー」、「逆転裁判」といったゲームなどで弁護士という職業が取り上げられるようになってきたときに、「弁護士というのは面白い職業だな」と何の気なしに感じたことからでした。その後、明治大学法学部に進み、司法試験を受験してみました。が、全く歯が立たず、駒澤大学法科大学院に進学して、司法試験に合格し、現在に至ります。諸先輩方のように、初めから高い志があったのかというところではないというのが本音のところではあります。

しかし、弁護士という職業を漠然とでも意識して勉強を進める中で、当時通っていた伊藤塾の伊藤真弁護士の憲法の考え方などから、憲法というのは面白いものだなと感じ、憲法問題などの問題に関心を持つようになりました。特に、自身が法科大学院などで経済的には苦勞をしたという経験から、子供・若者の貧困問題に意識をするようになりました。また、法科大学院在学中に、東日本大震災後の福島原発事故について東京に住む人間としてボランティアなどが何もできなかった・しなかったという後悔があり、弁護士となったならば原発訴訟に取り組みたいと考えておりました。そのため、司法修習生のときには、7月集会の原発事故分科会に所属するなどして、現地視察にも同行させていただくなどをしてきました。その他にも、親戚に障がいを負う従兄弟がいることから、障がい者の問題に興味を持ち、同じく7月集会の司法ソーシャルワーク分科会に取り組んだり、若者の貧困問題はどうかと目移りをしながら、大阪での司法修習を終え、弁護士としての仕事を始めました。

### 2 今取り組んでいることなど

現在は、「生業を返せ！地域を返せ！福島原発事故弁護団」（生業訴訟）をはじめとしたいくつかの弁護団に所属して活動しています。生業訴訟では、初めて尋問をさせていただいたことを通じ、原発事故被害に苦しむ方々を何とかしなければという気持ちを新たに自覚させていただく機会に恵まれました。今後は、事務所名にもあります子どもの問題にもさらに取り組み、若者の貧困問題や教育問題などにも取り組むことができると考えています。

最後になりますが、自由法曹団の諸先輩方には、多くの場で勉強をさせていただいております。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

## 次長就任のご挨拶

東京合同法律事務所 横山 雅

こ中途半端な次期に事務局次長の就任の挨拶失礼いたします。この度、事務局次長に就任いたしました東京支部、東京合同法律事務所の横山雅（よこやま まさる）と申します。61期です。本年10月迄、団本部の次長を務めさせていただいておりました。事務所の後輩である前任の久保田次長が団本部の次長に就任し支部の次長を退任することになったため、その入れ替わりで私が東京支部の次長に就任させていただくことになりました（私が久保田さんを団本部の次長に強く推薦した責任をとり、久保田さんの後任として東京支部の次長を務めさせていただくことになりました）。

次長として取り組むべき喫緊の課題は、継続審議になったため、来年の通常国会では参議院からの審議となる刑訴法改悪だと考えております。刑訴法改悪につきましては、私が本部次長としても担当させていただいた課題ですし、刑事弁護に勤しむ弁護士の端くれとしては到底受け容れることのできない法案だと考えています。何とか良い方向にもっていけるように尽力する所存です。

激動の2年間を本部次長として方々走り回った経験を生かせればと考えておりますが、正直、2年間本部次長で走り回ったこともあり、私はちょっと疲弊しておりますので、お手柔らかなご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

情勢は厳しく課題は山積みですが、再来年の支部総会まで支部次長としてできることをやろうと考えております。よろしく願いいたします。



## 支部総会のご案内と特別報告集原稿募集

支部員のみなさん、戦争法案などのたたかい大変お疲れ様でした。法案阻止のたたかいは、全法律事務所及び支部員による創意工夫あるたたかいが展開されたと思います。特に東京では4年前に育鵬社版教科書が大田区と武蔵村山市で採択され、その撤回を求めるたたかいとともに、首都ということで注目を浴びたことから、教科書採択問題とからめて戦争法案阻止が訴えられました。法案は成立させられましたが、世論もいまだ反対等が多数で、たたかった人々は意気消沈することなく、戦争法廃止のたたかいに取り組み始めています。

また派遣法は先の国会の最終盤に成立させられてしまいましたが、残業代ゼロ法案阻止のたたかい等が続いています。盗聴拡大法・司法取引法案である刑事訴訟法改正案は継続審議となり、通常国会でのたたかいになっています。

こうした情勢のなか、第44回の支部総会が2月26日（金）～27日（土）、熱海のKKRホテルで開催されます。講師に半田滋氏をお呼びして、自衛隊の現状や海外情勢などを中心に、戦争立法の廃止の展望を語ってもらう予定にしています。

つきましては、全法律事務所そして支部員のいろいろなたたかいの経験や工夫を報告していただき、支部で共有することは、次のたたかいのためにも有意義なことです。積極的な総会参加を訴えます。

### 特別報告集について

恒例の特別報告集の記事を募集します。報告集の作成を通じて、団員が日頃どのような活動をしているか、事件でどんな成果をあげているか、闘いの展望はどこにあるのかなど、様々な実践の交流、情報を共有します。そのほかにも個人的な意向についての記事を報告の掲載でもかまいません。是非積極的に寄稿をお願いします。

なお、執行部からは12月中に特別報告への寄稿を特にお願いする方に、お願い文書を発送予定です。お願い文書を受領された方は、是非期日までに原稿執筆をお願いします。

原稿は、以下の要項で団支部までメールを送って下さい。送信の際は件名のところは「特別報告」と明記して下さい。

#### ★★★執筆要領★★★

- 送付先 メールアドレス [dantokyo@dream.com](mailto:dantokyo@dream.com)
- 字数 1200字から1600字程度
- タイトル 各自でタイトルを明示して下さい。
- 締切 2016年1月18日（月）

# 1 1 月幹事会議事録

## 1 情勢討議

### 【憲法関係】

- ・大阪ダブル選挙の結果について
- ・日本会議系からのマスコミバッシング

### 【貧困問題】

- ・「下流中年」問題
- ・高齢者の再犯が増えている。
- ・愛国心を盛り上げて、戦争のために死のうという雰囲気盛り上げる。
- ・自衛官の弔慰金が6000万円から9000万円に増額。  
経済的に大変になったら自衛隊に入る動機になる。  
不満や動揺を抑えようとしている。
- ・安倍が経済界に対しベースアップと最賃アップを要望している。  
新自由主義とは違う。矛盾をかかえている。それなりに正しい。  
一時期、内部留保にも税金かけると言っていた。

### 【辺野古問題】

- ・代執行訴訟は期間が短い。応援団のような形で応援できないか。
- ・新基地建設のための前提工事が多くある。市などの反対が予想される。全部に代執行訴訟をすることになる。
- ・2016年1月に宜野湾市長選がある。参議院選挙も、オール沖縄候補。  
1月15～16日に沖縄で本部常幹。たくさん参加しよう。

## 2 諸課題

### (1) 憲法関係

- ①11/21 オスプレイ反対集会 主催者発表 5000人参加で成功。支部員は約20名参加。連絡会は今後も活動を続けていく。学習会等、協力を依頼される可能性がある。カンパのご協力ありがとうございました。支部が出す予定だった残りの5万円については、実行委員会への各事務所からの直接のカンパを集計してみる。支部としては、これまでにない努力をしてカンパ協力した。
- ②憲法問題の行動一覧を各事務所で作成
  - ・支部としてまとめて原稿提出。→本部がまとめている。
  - ・本部とは別に支部としても報告集を作ろうという予定だったが、支部総会に向けた特別報告に各事務所から原稿を出してもらう。
- ③11/18 東京弁護士会の親和会と法友会と期成会の共催の憲法企画  
約130名が参加。憲法関係の集会で弁護士がこんなに集まるのは初めて。  
中国脅威論に対する反論、憲法解釈のあり方について質問があった。  
長谷部さんからは、脅威論は冷戦時代のほうが激しかった、北朝鮮が攻めてくるならとっくに原

発が狙われているという回答だった。

④12月幹事会で支部内憲法交流会を行う

本部用にまとめた支部の報告を参考資料として使う。

⑤今後

・11/19 国会前行動 9000名参加。

・1月常幹（1月15日～16日）への参加。常幹だけでなく辺野古も行けないか。宜野湾市長選の応援と、翁長知事の激励はする予定だとか。

・支部として行くのであれば、3月下旬か。

(2) 教育

①本部のアンケート集約状況 → 不明

②支部独自の報告集

・渋谷共同、三多摩、東京法律、東部、武蔵野法律、代々木総合、八王子合同（予定）、台東・クラマエ（予定）が報告。

・全体像は金井幹事長と伊藤次長。須藤支部長が巻頭あいさつ。

・12月の幹事会後の交流会で報告集を配付する。

(3) 労働

①派遣法後の課題と取組み

②11月18日の学習会

派遣法改悪だが、使えるところはある。労使自治に委ねられているので、労働組合の頑張り時だ。

③2月5日の学習会「EU・ドイツにおける労働者派遣法制と解雇法制」

会場は団本部の予定だが、もっとたくさん入れる会場も検討？

解雇の金銭解決制度がメインになる予定。

④今後

・労働法制委員会では、ホットラインもやろうかと言っている。

・改正派遣法マニュアルを作成。1月中旬に完成させたい。対象は労働組合の幹部向け。

(4) 刑事・弾圧関係

①東京三会への申入れ

日弁連も三会もいずれも共謀罪を気にしていた。日弁連では共謀罪について対策を各弁護士会に働きかける予定だということ。

盗聴法・司法取引と共謀罪とで学習会を実施（二弁、東弁）。

二弁では理事会ですぐに議論するとの回答だった。

団通信に原稿を投稿してほしいという要望がある。

②盗聴法について、日弁連で各都道府県弁護士会へ働きかけ文書を作成中。

4月頃、参院審議に入る見通し。加藤団員が公開質問状を作成中。

③今後

・単位会でも割れている。会長一任決議が根拠になっているところがある。

・パリのテロ事件後、フランス警察がやっているのは、逮捕状もなく逮捕したり家宅捜索したりしている。非常事態宣言が根拠。人権や民主主義がぶっ飛んでいる。外国の事例も参考にすべき。「緊急事態」に流されないように。

(5) 都政

- ・革新都政をつくる会 30～40名参加。宇都宮前候補も参加。
- ・リニア新幹線問題。世田谷の下をとおる。町会など地元の人が知っているか確認したところ、住民は知らない。町会は知っていた。地元民は無関心。楽観意見。

### 3 団支部総会の準備

#### (1) 議案書及び特別報告集の手配

- ・12月5日からファックスで原稿要請

#### (2) 総会講演

- ・講師：半田滋さん
- ・13時00分総会開始、13時50分講演開始
- ・テーマ：戦争法制、現在の中東情勢と日本の未来  
→自衛隊関係の情報も知りたい。撮影した映像も見たい。  
最近の日米共同訓練の状況、南シナ海への自衛隊派遣、自衛隊の訓練の仕方が変わってきている

### 4 その他

- ・支部ニュースの原稿割り振り
- ・12月17日のスケジュール  
14:00～ 幹事会  
16:00～ 憲法交流会 長澤先生から基調講演（30分くらい）  
戦争法と憲法の関係について  
18:00～ 大忘年会！

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

### 主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の**精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の**精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)